

<h1 style="margin: 0;">報道資料</h1> <p style="margin: 10px 0 0 0;">2023. 11. 23.</p>	 <h2 style="margin: 0;">ソウル高等法院</h2>	
	裁判部	第 33 民事部 (裁判部 グ・ヘグン部長判事、フ アン・ソンミ高裁判事、ホ・ イクス高裁判事)
	事件番号	2023. 11. 23. 宣告 2021 나 2017165
	担当者 公報官 高裁判事ソン・ミョンギョン	

## 1. 事件の概要

- 原告 : 亡 郭 ○○の訴訟受継人李○○ら 16 名  
被告 : 日本国
- 亡 郭 ○ら慰安婦被害者(以下「本件被害者ら」という)のうち、一部生存している本人及び死亡した場合にはその相続人らが被告日本国を相手として、被告が 1930 年代後半から 1940 年代初頭にかけて韓半島で本件被害者らを欺罔・脅迫・拉致等の違法な方法で慰安婦として連行した後、中国、日本、台湾又はフィリピン等の日本国占領地域内に設置された慰安所に配置し、強制的に日本軍人らと性関係を持たせた行為について、民事上の不法行為による損害賠償を請求する事件である。
- 不法行為の成否についての本案判断に先立ち、国際慣習法上被告に対する国家免除（または主権免除）が認められるか否かが先決的な争点となる。

## 2. 裁判の経過

### ア. 第 1 審

- 国家免除の可否は被告に対する大韓民国裁判所の対人的裁判権の問題として訴訟要件に該当するところ、現時点で有効な国家免除に関する国際慣習法と大法院の法理によれば、他国の国家である被告に対してその主権的な行為について民事上の損害賠償請求をすることは許されない。
- 訴却下

- - -  
- - -  
- - -  
- - -

## イ. 控訴審

- 第1審とは異なり大韓民国裁判所の被告に対する裁判権を認める。
- 訴えが不適法であると却下した第1審判決を取消す場合、控訴裁判所は事件を第1審裁判所に差し戻すのが原則であるが、第1審で本案判決を行うことができるほど審理が進んでいるため、民事訴訟法第418条但書により控訴裁判所が本案判決を行う。
- 原告らの請求を大部分認める(遅延損害金の一部を除く)

## 3. 控訴審判決の要旨

### ア. 大韓民国裁判所の被告に対する裁判権の有無 → 認める

- 本件において被告に対する国家免除が認められるか否かは、法源として機能する国際慣習法に基づいて判断されなければならない。国際慣習法が成立するためには、国家の「一般慣習の存在」(国家実行)と「法的確信」が要求される。
- 国際慣習法に関する国家実行と法的確信を探求するにあたって国際慣習法の変化の方向と流れを共に考慮しなければならないが、次のような事情に照らすと、法廷地国の領土内でその法廷地国の国民に対して発生した不法行為に対して、その行為が主権的行為であるか否かにかかわらず国家免除を認めない内容の国際慣習法が存在すると言うのが妥当である。
  - － 国家免除の法理は、外国の行為について他の国家の裁判所が裁判権を一切行使できないという絶対的免除から、外国の行為のうち非主権的行為については国家免除が認められないという制限的免除の法理に徐々に変更・発展してきた。
  - － 国連国家免除条約、欧州国家免除条約及び米国、英国、日本など多数の国家の国内法の立法内容に加え、イタリア裁判所のフェッリーニ判決、ブラジル最高裁のいわゆる Changri-la 判決、2022.4.14.に宣告されたウクライナ最高裁判決など、「法廷地国の領土内における人身上の死亡や傷害を引き起こす等の不法行為」について加害国の国家免除を認めない内容の国家実行が多数確認される。
  - － このような国家実行は国連や欧州の条約だけでなく、少くない国々の個別立法及び最高裁判所の判決などを通じて行われたものであり、このような国際的な慣行に対して法的な確信が与えられている点、国家免除に関する国際法体系が既に個人の裁判請求権を保護する方向で履行されていることを知ることができる。
  - － 一方、2012年に宣告されたICJ判決は「武力紛争の遂行中に法廷地国の領土内で発生した不法行為」について国家免除を認めなければならないと判断したが、本件で問題となる被告の行為は「武力紛争の遂行中」に発生したと言うことができないため、これを前提とする上記ICJ判決とも矛盾しない。
- このような国際慣習法によれば、本件で問題とされる被告の行為は、法廷地国の領土内で法廷地国の国民である本件の被害者に対して行われた不法行為であり、被告の国家免除が否定される場合に該当する。

## イ. 韓国の国際裁判管轄権の有無 → 認める

- 本件訴は被告が当時占領中であった韓半島で、その国民である原告らを拉致・欺罔・誘引して慰安婦生活を強要した行為を不法行為として構成し、損害賠償を請求した事案であり、原告らは大部分が大韓民国に居住し、大韓民国民法に基づき被告にその責任を追求しているから、大韓民国は本件の当事者及び紛争となった事案と実質的な関連性がある。

## ウ. 損害賠償責任の成立の有無及び範囲 → 認める

- 被告は戦争中、軍人らの士気昂揚等を目的として慰安所を設置・運営し、当時 10 代、20 代に過ぎなかった本件被害者らを欺罔・誘引したり、強制的に拉致して慰安婦として動員した。本件被害者らは最小限の自由さえ抑圧されたまま、毎日数十人の被告軍人らから望まない性行為を強要され、その結果、無数の傷害を負ったり、妊娠・死亡の危険まで甘受しなければならず、終戦後も正常な範疇の社会生活に適応できない損害を受けた。
- 被告の前身である日本帝国も、被告の現行憲法第 98 条第 2 項に基づき被告が締結した条約及び国際法規を誠実に遵守する義務がある。ところで、被告の上記のような行為は被告が当時加入していた「陸戦の法及び慣習に関する条約」「白人奴隷売買の抑止のための国際条約」、「女性と子どもの人身売買禁止条項」、「奴隷条約」、「強制労働に関する条約」等に違反したものであり、当時の大日本帝国公務員は被告の旧刑法第 226 条で禁止されている「国外移送を目的とした略取・誘引・売買」行為を行い、大日本帝国政府はこれを積極的に助長・幫助した。
- 被告の上記のような行為は大韓民国民法上不法行為に該当し、本件被害者別慰謝料は、原告らが本件で一部請求として主張する各 200,000,000 ウォンを超えると言うのが妥当である(ただし、不法行為終了日から当審弁論終結日まで長期間経過したため、当審弁論終結日以降の期間についてのみ遅延損害金が発生する)

👉 本件で被告に対する送達はハーグ送達協約に基づく送達が返送され、公示送達で行われた。従って抗弁事項に該当する「1965 年請求権協定 1)」や「慰安婦に関する 2015 年韓日合意」などが上記損害賠償請求権を消滅させることができるか否か、消滅時効の完成の有無などは、被告が弁論しなかったため本件の争点自体にならない。

## 4. 判決の意義

- 国家免除に関する国際慣習法の動向を綿密に分析・把握し、法廷地国の領土内でその法廷地国の国民に対して発生した不法行為に関する国家免除の認否を具体的に明らかにする。

---

大韓民国と被告との間で 1965. 6. 22. に締結された「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」及びその付属協定である「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」。

[→HOME](#)